

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神奈川県足柄上郡山北町

2. 構造改革特別区域の名称

山北町教育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

神奈川県足柄上郡山北町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

山北町は、東京から 80 k m 圏内の神奈川県北西部に位置し、東西 23 k m、南北 20.5 k m、面積 224.61 k m²で、横浜市、相模原市に次ぐ神奈川県内第 3 位の広さの市町村である。町の北部を丹沢山塊が占め、総面積の約 90% が丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園を包含する山岳部である。町の中央には神奈川県民の水がめである三保ダム・丹沢湖があり、丹沢山塊のふもとは、武田信玄の隠し湯と伝えられている中川温泉や国指定の天然記念物の箒スギがある。さらに南足柄市と境界を接する平山地区には、日本の滝・名水 100 選の洒水の滝がある。

歴史・文化的には、縄文時代の尾崎遺跡、弥生時代の堂山遺跡、古墳時代の南原古墳群等、33 件に上る指定文化財を有し、名所旧跡の宝庫となっている。

町の平坦地は南部を横断する酒匂川流域に開け、河内川が酒匂川に合流する清水地区には、2021 年開通予定の新東名高速道路のスマート I C が設置される。開通後は、丹沢湖、中川温泉等への利便性が高まり、現状の年間観光客数（延べ 160 万人強）や消費額（2015 年統計で約 9 億円）の大幅な増加が見込まれている。

自然と観光資源に恵まれる山北町は、一方で人口減少と少子高齢化の問題を抱えている。人口のピークであった昭和 20 年の 17,293 人に比して、平成 28 年 10 月 1 日現在の人口は 10,925 人で、6,368 人 (36.8%) 減少している。地区別人口分布をみると、山北地区 3,379 人 (30.9%)、向原地区 2,789 人 (25.5%)、岸地区 2,666 人 (24.4%)、平山地区 446 人 (4.0%)、共和地区 195 人 (1.7%)、清水地区 950 人 (8.6%)、三保地区 500 人 (4.5%) であり、学校設置予定の三保地区 (丹沢湖周辺に位置する地区) は、共和地区 (大野山周辺に位置する地区) と平山地区に次ぐ過疎地域となっている。

近年の社会情勢の変化に伴う出生率の低下や若者の地元就業率の低下が児童・生徒数の減少を招き、平成 23 年 3 月 31 日に共和小学校、平成 26 年 3 月 31 日に清水中学校及び三保中学校、平成 27 年 3 月 31 日に清水小学校と、相次ぐ閉校を余儀なくされた。地域の少子高齢化を原因とする小・中学校の相次ぐ閉校と人口減少の対応策として、閉校となった校地・校舎を利活用する「広域通信制 (単位制) 高等学校」の設置を決意した。当該高等学校は、不登校生徒や高等学校中退者の受け皿機能を持つと同時に、広域に生徒を集められる利点があり、山北町の重点プロジェクトである「教育環境の整備」と「若者定住・子育て支援」政策の遂行事業として位置付けられる。

当該事業は、構造改革特別区域計画に基づく学校設置会社による学校設置事業であり、廃校となった旧三保中学校 (丹沢湖畔の山間地) を利活用して行い、株式会社山北学園 (学校設置会社) を設置主体とする。

学校施設の利用にあたっては、グラウンド使用等の一部制限を設け、丹沢湖花火大会や丹沢湖マラソン大会等の行事や催事の際に、町の優先使用権を認めさせる。校舎は設置予定校の専用施設として長期賃貸するが、体育館及びプールは隣接する三保小学校の施設を兼用させる。設置予定校の体育実習は、カヌー、サイクリング、マラソン、ハイキング等、多岐にわたっており、体育館及びグラウンド並びにプールが兼用施設であっても教育課程 (「教育課程表」参考資料 2) を実践するうえでの障壁にはならない。

学校運営に関しては、学校設置会社の代表取締役社長及び専務取締役が中心となって当たるが、両名は、長年にわたる教育実績と卓越した教育ノウハウを有しており、社会的信用も高い。学校運営者による学校の恒久的発展の礎を築く努力はすでに始められており、安定的に生徒を確保するため授業料を履修 1 単位当たり 6,000 円 (「学則」参考資料 1) に抑えて生徒及び保護者の経済的負担を軽減すること、スクールバスを導入して生徒の便宜を図ること等が決定

されている。また、山北町との間で、構造改革特別区域の範囲が山北町に限定され、山北町教育特区外の施設において面接指導等を行わないこと、協力校やサポート校を持たない単体の独立校であること等が確認されている。

計画認定後の学校設置会社による通信制高等学校の設置認可に向けて山北町は、「私立学校審議会」を設置するとともに、「**私立高等学校の通信制課程設置に関する取扱基準**」（参考資料 8）を制定し、厳格な審査体制に整えた。

私立学校の指導・監督体制についても、教育委員会の下に専門部署「教育特区推進室」（仮称）を新設し、高等学校通信制課程の教務主任として 4 年間勤務した者と通信制高等学校ほかの学校における学事・教務事務経験の豊富な者を専任として増員配置する。両名の勤務は非常勤とする予定であるが、少なくとも 1 名の常在を常とし、審議会開催、学校現場調査等の際は両名の立ち会いを義務付ける。

株式会社立の通信制高等学校において、不適切な運営や不祥事により社会に多大な迷惑をかけた事実があったことを我が事として真摯に捉え、山北町においては、現職の教育委員会指導主事を含む学校教育課（課長以下 6 名）及び専門部署「教育特区推進室」（仮称）の 2 名が学校設置・運営事業を所管し、当該私立学校の指導・監督（「**学校設置事業を所管する事務局の組織図及び事務分掌**」参考資料 15）にあたる。開校後の「教育特区推進室」（仮称）については、当該校の不適切な運営や不正行為等を未然に防ぐシステムを確立するため、発展的に常勤者の増員を図るとともに、現地調査及び視察等を実施していくことで、当該学校の教育活動の把握に努めることとする。

山北町は、学校設置事業の主体が株式会社であることを重く受け止め、最悪の事態として学校設置会社が破産手続きに入り、十分なセーフティネットの活用がなされないことを想定し、必要に応じて『転入先の確定のための事務経費』、『転入学に伴う差額授業料』等について、一般会計の補正予算を組むため、認定後速やかに議会に諮ることとした。本町は、当該学校の在学者の保護を最優先に考え、適切な修学が維持できるよう転学等に便宜を図る一方、学校設置会社には閉校等に際しての厳格な手続き（別紙 P 6（5）転学斡旋等の必要措置とセーフティネットの整備の項参照）を要求していく。

第三者評価については厳正な励行と情報の公開に努め、生徒が安心して学べる教育環境とセーフティネットの構築に万全を期していく。

5. 構造改革特別区域計画の意義

平成 26 年度～平成 28 年度の学校基本調査報告書によると、神奈川県にお

ける平成 26 年度の不登校児童、生徒数は、小学生 2,467 人（児童総数 468,512 人の約 0.5%）、中学生 7,273 人（生徒総数 236,462 人の約 3%）で、合計 9,740 人に及ぶ。また、総務省統計局の「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、神奈川県における平成 25 年度の「高等学校の中途退学者」は 3,869 人で、平成 25 年度 4 月 1 日現在の在籍者数の 1.8%に上っている。全国の中途退学者数においても、平成 25 年度が 59,923 人（中途退学率 1.7%）、平成 26 年度は 53,403 人（中途退学率 1.5%）であった。さらに、不登校生徒や高校中退者の受け皿としての機能を持つ通信制高等学校においても、神奈川県内の平成 26 年度の中途退学者は 861 人（学校基本調査報告）で、神奈川県の通信制高等学校 6 校の生徒総数 6,293 人（平成 27 年度）の 13.6%を占めた。

神奈川県における不登校の中学生 7,273 人、高校中退者 3,869 人、通信制高校中退者 861 人の生徒たち（計 12,003 人）に新しい学びの場を提供し、設置予定の通信制高等学校が「共生教育」の中心として機能するよう計画を策定した。神奈川県の通信制高等学校 6 校の生徒総数 6,293 人（平成 27 年度）に対して、12,003 人の待機児童・生徒が存在することになるが、学校設置会社による「生徒募集アンケート集計結果」（参考資料 16）を加味すると、学校設置会社が設定した学年定員を大幅に上回る入学希望者が想定され、生徒確保の見通しは立ったといえる。

山北町教育特区計画の具体的な意義は、次のとおりである。

（1）地域特性の研究と人材育成

設置予定の高等学校は、地域特性を活かした体験学習やインターンシップ等を重視して、地域理解と地域産業の実態研究に努めながら、新規産業を創造できる人材の育成を目標としている。

本町の産業は、農林業の後退、観光関連を中心としたサービス業の台頭という業態の変遷のさなかにあるが、町域の 90%を占める森林等大自然の恩恵を活かした産業を創造するため、教育課程（「**教育課程表**」参考資料 2）に工夫が凝らされている。

学校設定教科の「自然」においては、地域の実態に応じた産業（例えば、足柄茶の栽培環境と類似するブドウ栽培とワイナリー新設の可能性等）を研究し、農業支援実習を通じて就農人口の確保等について考察する。「環境」では、セルロースナノファイバー（樹木等の植物資源を原料とする補強用繊維）時代に向けての産業造林研究をする一方、「間伐」、「下草刈り」「枝打ち」等の支援実習体験をしていく。「観光」及び「介護」は、インターンシップ

制度による就業体験を面接指導の中心に据え、生徒のキャリアアップを図る。「総合的な学習（6単位）」においては、ボランティア活動などの社会参画を体験する。「体育」及び「特別活動」では、森林セラピー、釣り、カヌー、サイクリング、マラソン、三保小学校運動会参加等の野外活動に重きを置いている。

（2）株式会社立により運営される通信制高等学校の利点と意義

①通信制高等学校の設置目的と町の積極的介入

設置予定高校は通信制課程の独立校であり、その指導は3泊4日（月曜日の補講日を含めると5日間）の「集中スクーリング方式」によるため、地元の宿泊施設の利用等で大きな経済効果を生むことになる。

本計画は当初より、「地域創生に貢献する学校づくり」が設置目的の柱であったが、生徒たちのニーズ（精神的、環境的支援を必要としている）と設置予定校の教育課程（「教育課程表」参考資料2）が、本町の基本方針（支援教育の推進、共生社会の形成）と合致しており、私立学校設置について町民の理解が得られやすい。3回にわたり開催された「開校連絡会」の総意として、当該高等学校の開設が歓迎されているように、町民の支援を後ろ盾にして、山北町共生社会の形成を成就できると考えている。

運営的には、**収支計算書及び貸借対照表**（参考資料13）上、平成31年度以降は安定的に推移することが予想されているが、学校設置会社の経営悪化等により、その設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、山北町として当該学校に在学する者が適切な修学を維持できるよう転学の斡旋その他の必要な措置を講じる。具体的には、認定後速やかに「教育特区推進室」を稼働させ、在学者や保護者の相談窓口の設置準備、適切な情報提供システムの構築準備等の「セーフティネットの整備活動」を開始し、それにとまなう「整備活動費」と「転入学先の確定のための事務経費」について、一般会計の補正予算を組む。また、学校設置会社及び設置学校の運営の継続が不能に陥った場合には、新規学校運営者の募集活動を進める一方で、「転入学に伴い差額授業料が発生する場合の負担金等」についても、一般会計の補正予算を議会に諮ることとした。学校設置会社に対しては、適切な対応を要請するとともに、閉校等（又は設置者変更）に関しての厳格な手続きを要求する。

学校法人による設立の場合、山北町は高校設置認可や管理、監督、指導の権限をはずれ、設置目的とする「地域創生」の理念を具体的に継続

させていくことが困難になるとともに、私立学校が独り歩きをはじめ、私立学校運営が地域創生遂行の目的（交流人口の増大と地域の活性化）から逸脱していくことも危惧される。町の積極的な介入がないまま学校運営がなされれば、地域住民と学校法人側との意思の疎通が図りにくくなり、結果、私立学校の存立が山北町の教育基本方針（支援教育の推進、共生社会の形成）を阻害しかねない。

②多様な教育サービス

当該高等学校通信制課程において、面接指導のすべては本校舎及び近隣地区の教育特区内で実施される（体育実技の一部を丹沢湖及びその周回道路で行い、介護支援実習を近隣施設「バーデンライフ中川」で行うほか、農・林業支援実習を近隣林野で行う等）ので、スクーリング会場が直前まで決まらない等の混乱を招くことはない。スポーツ選手や芸能・芸術分野に所属する生徒、あるいは仕事や学業を掛け持ちする生徒が**面接指導受講計画**（参考資料3）を自由に決定できるよう、年間指導計画及び日程並びにシラバス等を事前に通知することができる。

開校時点における教育課程（「**教育課程表**」参考資料2）では、全教科必修の74単位履修を定めているが、開校後の教育サービスとして、卒業に必要な74単位以外の任意講座も充実させる。具体的には、介護支援実習を補完する「介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士」等の国家資格取得講座の開講や課外インターンシップを実施するほか、体験実習授業を補完して地元産業従事者の生の声を聴く「講習会」を開催する等の進路別学習指導に力をいれる。就職希望者に対しては、足柄上郡（山北町）、南足柄市、秦野市を統括する「ハローワーク松田」職員による就活指導等を予定している。

さらに、面接指導期間中の月曜日を教育サービスデーとし、単位修得調整の補講を行う。救済措置の対象者は、前年度履修教科目の単位不足者及び前回面接指導までの受講時間数の不足者等とする予定である。

また、「高等学校学習指導要領」の趣旨を踏まえ、2年次以降の教育課程の編成にあたっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮していく。

③チーム・ティーチングの実施による生徒管理と学校管理

学校設定教科の自然、観光、環境、介護の4教科は、支援実習主体の指導としている。実習講師には地元産業従事者を採用することとし、教

育職員免許所有教員とのチーム・ティーチング方式を採り入れる。地元産業従事者に、生徒の出欠記録と学籍台帳との照合及び本人確認を課し、結果を山北町の求めに応じて報告するシステムを採る。これにより、就学支援金の不正受給や無資格受講等を防止する。

(3) インクルーシブ教育の導入と共生社会の実現

当該通信制高等学校が導入する「インクルーシブ教育」は、人間の多様性を尊重し、合理的な配慮をすることにより、共に学ぶ喜びを享受させようとするものであり、障害の有無によらない（ただし、共に学べる程度の心と体の状態にあること）同一・同時授業を実践するものである。共生社会の実現のため、「学習障害（Learning Disabilities）」や「注意欠陥・多動性障害（Attention Deficit Hyperactivity Disorder）」、「高機能自閉症、アスペルガー症候群」等で知的障害を伴わない発達障害者等に配慮して、共に学べる環境づくりのため、適切な人員を配置（カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）して、普通科高校としての教育環境の整備、充実に努める。

(4) 体験型学習による自己啓発とキャリア形成

中川温泉地区の社会福祉法人清友会の協賛を得て、特別養護老人ホーム「バーデンライフ中川」で学校設定教科「介護」の介護支援実習を行う。町内（教育特区内）に数施設を有する「清友会」は、介護支援者養成に前向きであり、これまでも地元中学生の実習生受け入れに協力してきた。高校生の介護支援実習は、卒業生の就職や山北町定住に直結する可能性もあり、当該福祉法人の協力を得て、町民の期待に応えていく。

学校設定教科の「自然」「環境」では、現場支援実習を通じて山北町の現状を知るところから始めて、新しい農・林業の姿を創造する力を身につけていく。添削指導の論文課題としては、「山北町の農業の未来」等を予定して、面接指導とリンクさせながら地元産業の在り方を研究する。履修を進める中で、生徒の適性や希望を見極め、農・林関連業への就業及び町内定住支援策等も紹介していく。

学校設定教科の「観光」では、観光関連施設でのインターンシップや観光行事でのボランティア活動に従事し、就職を見据えたキャリア形成と社会適応能力の養成を図る。添削指導の論文課題としては、「山北町観光ツアーの企画」等を予定する。

このほか、特別活動（30単位以上）は、各学年、金曜日の時間割の中に、LHR等以外で39単位が組み入れられている。年間1名平均で、1週間の集中面接指導を3回受講することになるので、卒業までの指導時間数は39単位時間となる。特別活動の内容としては、地域行事や町の催事におけるボランティア活動とハイキング等を通じた地域研究であり、コミュニケーション能力の向上と自己啓発を図ることを目的としている。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本町の人口、交通、学校施設運用面等での諸事情を考慮した場合、株式会社を設置主体とする通信制高等学校の設置が地域振興に有効であると判断し、当該学校の設置を契機として、地域産業の興隆と本町の活性化実現を目指すことにした。

構造改革特別区域計画の目標実現に向けて、山北町の地域特性及び教育方針と学校設置会社の豊富な教育ノウハウを融合、調和させながら、独自の教育特別区域を構築する。

「構造改革特別区域計画」の具体的な実現目標は、次のとおりである。

(1) 新たな地域産業の創造と人材育成

本町の産業分類別15歳以上の就業者数（企画政策課編「平成26年度統計書」）を昭和45年当時と平成22年（最新データ）を比較すると、農林業が1,618人から359人に減少している一方、観光業を中心としたサービス業は864人から1,852人に増加している。このような業態の変遷を視野に入れ、地域特性に根差した新たな産業の創造や研究の必要性を感じ、教育課程（「教育課程表」参考資料2）に実習中心の「総合的な学習の時間」及び「学校設定4教科」を設け、重点教科とした。

つまり、「総合的な学習の時間」を標準単位数の最大数6単位に設定し、面接指導を18単位時間として、自然体験や就業体験、ボランティア活動などの体験型授業にした。また、「学校設定教科」の「自然（山北町の新しい農業）」、「観光（山北町の観光促進）」、「環境（森林保全と生命）」、「介護（介護支援とコミュニケーション）」（括弧内は科目名。科目名はいずれも仮称）は、各2単位、面接指導各4単位時間とした。

さらに、体育面接指導の40単位時間は山北町行事（カヌー大会、マラソン大会、地域参加型の三保小学校運動会等）との連携を図りながら実

施し、森林セラピー、釣り、カヌー、サイクリング、マラソン等の野外活動を採り入れて行う。

このように、体験・実習授業と町民交流を通じて地域社会の現状を知り、先達の経験則に学びながら、新たな町おこしの推進力となり得る人材を育成する。

(2) 山北町の教育重点施策の実現

山北町の学校教育重点施策である「特色ある学校経営」「キャリア教育の充実」「環境教育の推進」「学校・地域の連携」等々（山北町教育委員会編纂「山北の教育」より）を実現する上で、当該高等学校の教育内容は重要である。

設置予定高等学校の教育目標は、「画一的な競争授業を廃し、人間の多様性の尊重と生徒への合理的配慮に努め、山北町と周辺市町村の再履修者（不登校生、中退者）、及びスポーツ、芸能関係に従事する生徒、並びに知的障害を伴わない発達障害者等のためのセーフティネットとしての共生教育社会の実現を目指す。」というものであり、山北町の教育方針と調和して、町の教育施策実現のために理想的である。

(3) 交流人口の増大と地域社会の活性化

学校設置会社の設置する高等学校が、総定員 1,200 人の生徒を安定的に確保し、年間延べ 4,800 人の面接指導受講者の来校を常態化させることで交流人口を大幅に増やすことを第一義的な目標とする。

交流人口の増大が過疎化の進む三保地域の活性化を確実に促進させられるよう、山北町は学校設置者を通じて生徒たちに地域の催事、行事への積極的な参加を求めていく。

(4) 学校設置会社による学校設置事業と山北町の中等教育の充実

学校設置会社の設置する私立学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行う（特区法 12 条 5 項）ため、山北町条例を制定し、7 名からなる「山北町私立学校審議会」（参考資料 14）を設置した（既設）。当該審議会を構造改革特別区域計画による本町の学校設置・廃止及び閉鎖命令を行う場合の調査、審議、答申、建議する専門機関とする。また、学校設置事業に対する山北町の指導監督に係る P D C A（*1）サイクルの確実な実施のため、学校設置事業の運営状況及び山北町の事務局体制等その指導監督全般を審議対象とする合議制の機関として機能させる。

審議会の構成員は、当該設置学校の重点科目（自然・環境・介護・観光）に関連付けた学識経験者とするとともに、「高等学校教育に関し学識経験を有する者」及び「会計に関し学識経験を有する者」を含む。条例上、「学校教育関係者」、「経営の知識を有する者」、「地域及び社会福祉関係代表者」のうちから7名以内で委嘱することとされているが、この枠組みの中で、構造改革特別区域基本方針別表の定めのとおり、「学校教育関係者」として「高等学校教育に関し学識経験を有する者」を少なくとも1名、「経営の知識を有する者」として、「会計に関し学識経験を有する者」を少なくとも1名、それぞれ委嘱することとする。

なお、現在の委嘱中の委員の中には、「学校教育関係者」が3名委嘱されているが、その中には、大学講師で元県立高校長であった者が含まれていることから「高等学校教育に関し学識経験を有する者」の要件を充足するものと考えており、また、「経営の知識を有する者」が2名委嘱されているが、その中には、信用金庫において資金の貸し付けに関する貸付先の業務及び財産に関する帳簿書類の審査業務に30年以上にわたり従事した後、山北町監査委員を務める者が含まれていることから「会計に関し学識経験を有する者」の要件についても充足するものと考えている。

（*1）計画(plan)・実行(do)・評価(check)・改善(action)の頭文字

「山北町私立学校審議会」は、各専門的立場から中立・公正・厳正に調査・審議することを旨とし、特に学校設置事業に関与する主体が株式会社である点を考慮して教育環境の整備・改善に関しては、現地調査に基づく重点的な指導・監督をしていく。結果については、平成20年4月以降実施、報告してきた「山北町教育委員会点検・評価報告書」において行い、議会に報告するとともに公表する。また、事務局体制の充実を図り、教育委員会に「教育特区推進室」を新設(*2)する。

（*2）平成29年5月の臨時議会に上程予定。

円滑な教育特区計画遂行に向けての取り組みに関しては、特区法第4条第5項及び第6項に基づく「**学校設置会社の提案**」である「通信制課程への特化」、「就学者特性重視とインクルーシブ教育（障害の有無によらない同一・同時授業）の導入」、「施設の有効利用」等を充分考慮して行い、山北町の中等教育の充実に努める。取り組み状況の公表及び広報については、「山北町ホームページ」、山北町企画財政課発行の「広報やまきた」、教育

委員会発行の「山北の教育」、三保支所経由回覧の「山北学園便り」等を媒体として活用する。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

学校設置会社による通信制高等学校の設置が本町に及ぼす経済的社会的効果の主なものは、次のとおりである。

(1) 社会的効果

① セーフティネットとしての通信制高等学校の設置

本町に所在する町立中学校（1校）及び県立高等学校（1校）の生徒が、不登校、中途退学、軽度発達障害、集団授業困難等の理由により、在籍校をリタイアした場合、周辺地域の特性及び学校の実態上、転学・転校先の選択にはかなりの困難を伴う。

山北町教育特区の認定と「広域通信制（単位制）高等学校」の設置は、本町所在の中学校、高等学校のセーフティネットとなるほか、周辺市町村及び東京圏の進学・進級困難者（スポーツ、芸能関係志望者等）や中途退学者、転・編入学者等のセーフティネットとしての役割も担う。

本町は、生徒の潜在能力の発掘と育成のため、設置予定の高等学校に対して人的支援（実習講師紹介等）、物的支援（施設、設備、備品提供等）を行っていく。

② 交流促進による地域活性化の実現

設置予定の広域通信制（単位制）高等学校は、本校において原則年4回の集中授業（3泊4日の面接指導）を行う。完成年次には1回5日間（月曜日は補講日）の集中授業を年間30回（学年ごとに10回のうちから原則4回を選択して受講）行うことになり、人口504人の三保地区に延べ4,800人（総定員1200人×4回）の若者が訪れ、1日約160人（4800人÷30回）が週の平日に毎週（地域の繁忙期を除く）宿泊滞在することになる。滞在人数は地区人口の30%強となり、交流人口による地域活性化の実現が可能である。年間延べ4,800人の受講生来校を実現させるため、学校設置会社内に設置された広報部は、中学・高等学校への生徒募集活動準備、ホームページ作成準備、生徒募集用ツール作成等の広報活動の準備作業に着手している。

本町は年間延べ4,800人の生徒たちに地域の催事、行事への積極的な参加を求めていくとともに、地域の自治会、老人会、社会福祉法人等との密接な交流機会の設定に便宜を図りながら、地域の活性化と住民活力の増進を図っていく。

③新規産業の創造と地域創生

農林業が後退し、観光関連を中心としたサービス業が台頭するという本町業態の変遷を念頭に、新たな産業形態の創造と研究を推奨し、新規産業の興隆を図っていきたい。設置予定の通信制高等学校は、体験学習や現場支援実習に多くの時間を割いて、地域特性を熟知し、地域産業の研究を担う若者を育成しようとしている。当該高校の卒業生たちが原動力となって新規産業の創造と地域創生を果たせるよう、町としても総力を挙げて支援（例：実習講師の推薦等）する。

(2) 経済的効果

集中面接指導を受講するため本校に来校し、当地に宿泊滞在する生徒は年間延べ4,800人にのぼる。宿泊滞在時期は地域の繁忙期を避けて計画されるため、閑散期の経済活動の活発化と効率化が図られる。

また、延べ4,800人の交流人口は、町内公共施設の有料利用や宿泊需要のほか、地元交通機関の利用、町内商業施設利用等で消費拡大に貢献する。

学校運営に伴って生ずる地元人材の雇用創出や地元企業への業務発注等のほか、学校設置会社からの法人町民税収入、学校施設の賃貸料・維持管理費収入等を含めて、多岐にわたる経済的効果が見込まれている。

8. 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（816）

生徒数の推移(入学定員400人、総定員1,200人)

学年 \ 年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1年生	84人	168人	168人	168人
2年生	78人	240人	324人	324人
3年生	78人	234人	396人	480人
留年	0人	0人	0人	40人
合計	240人	642人	888人	1,012人

- 備考 1. 入学定員400人、総定員1,200人であるが、リサーチ結果に基づき、月々約40人程度(年間480人)が各学年に分散(480人÷3)して入学することを想定している。
2. 平成29年度10月開校予定。

スクーリング実施等による消費見込み額(経済効果)

年度 \ 項目	スクーリング延べ生徒数	消費見込み額
平成29年度	720人	28,800 千円
平成30年度	1,926人	77,040 千円
平成31年度	2,664人	106,560 千円
平成32年度	3,036人	121,440 千円

- 備考 1. 延べ人数は、スクーリング3泊4日を1人当たり平均年3回受講として算出。
例:平成29年度(生徒総数240人×3回=720人)
2. 平成32年度以降は留年生40人を見込む。
3. 1日、1名当たりの消費見込み額を10,000円(宿泊費含む)、4日間40,000円として試算。
同伴者及び教職員分は除外。

別紙（特定事業番号：816）

1. 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社山北学園が設置、運営する株式会社立の広域通信制（単位制）高等学校（「学則」参考資料1）

規模 入学定員 400 名、総定員 1,200 名

所在地 神奈川県足柄上郡山北町中川 921 番地 87

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

株式会社山北学園

(2) 事業が行われる区域

神奈川県足柄上郡山北町の全域

(3) 事業の実施期間

平成 29 年 10 月 1 日開校（予定）

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

平成 27 年 6 月 22 日に設立された「株式会社山北学園」を学校設置会社とする、平成 29 年 10 月 1 日に開校予定の広域通信制（単位制）高等学校の設置。施設は廃校となった旧三保中学校の校地・校舎を長期賃貸して使用

①事業により実現される行為

教育課程及び添削指導、面接指導及び試験等の指導方法は、**教育課**

程表（参考資料 2）に従って、教育特区内「設置予定高等学校」で、次のとおり実施する。

添削指導の出題、解答、解説・返送等は、原則として郵送によることとし、各科目の得点に応じて 5 段階評価を行う。29 点以下（1 評価）は不合格とし、不合格科目については合格点に達するまで添削指導を繰り返す。

試験は試験官立ち合いのもと、40 名以下（原則 20 名）で行う。29 点以下を不合格とし、不合格者に対しては追試を課す。追試は 1 回限りとする。

面接指導は毎年度策定する**年間計画表**（参考資料 3）に従って、3 泊 4 日（火曜日～金曜日）の集中スクーリング（月曜日は補講日とし、出席は任意）で実施する。教科別シラバス及び年間授業計画等は、各担当教員が別途作成する。

特定事業により実現される「高等普通教育」の目的等については、学則（参考資料 1）参照。

②整備される施設等の詳細

校地、校舎は山北町と学校設置会社との間で締結される「建物賃貸借契約書」及び「土地賃貸借契約書」に基づいて、山北町立三保中学校の跡地施設を利活用する。また、「覚書」の締結により、諸費用の負担及び備品の使用、土地建物の使用許可等について定める。

校舎の一部修繕（照明の LED 化、壁面塗り替え、床材張替等）及び外周・外構並びにトイレ改修（温水洗浄便座等）工事については両者協議の上、開校までに漸次、実施する。

5. 当該規制の特例措置の内容

（1）山北町が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠

（学校設置会社の「構造改革特別区域法」第 12 条第 2 項及び同項各号の要件に関する適合性）

①新たな地域産業の創造と後継者育成の必要性

人口減少と少子高齢化の問題を抱える本町にとって、地域活動の維持及び活性化のために、若者の定住や定期的流入の促進が喫緊の課題となっている。

規制の特例措置の適用により設置される高等学校において、生徒

たちは教育特区（山北町全域）内において、地域の実態に応じた自然体験（農林業）や就業体験（商業）、ボランティア活動（福祉産業）等の実学を通じて地域特性を熟知する。本町は、卒業生たちが新たな地域産業の創造主体又は担い手として活躍し、念願の地域創生を具現化してくれることを期待している。規制の特例措置の適用により、有為な人材の育成機関が誕生することになり、地域産業の興隆と後継者問題の解消へと夢がつながる。

②適切かつ効果的な地域密着型の学校教育

本町は、地域に密着した特色ある学校教育推進と地域の教育力の向上を目指し、教育環境の整備と充実を重要な教育命題の一つとしている。設置予定の通信制高等学校が教育方針として掲げる、地域住民との積極的交流、自然体験や地元農林業家の指導による勤労体験、地元で伝承される歴史・文化学習、ボランティア活動等々は、本町の教育上目指すところと合致している。地域密着型の教育実践という合致点から、町の要望や地元の意向、町全体の教育的ニーズ等を学校運営に反映しやすく、実際的で体験的な教育特区固有の学校教育を適切かつ効果的に実践できる利点がある。

③共生教育の推進による教育的ニーズへの対応

本町に所在する唯一の高等学校である「神奈川県立山北高等学校」は、全校生徒約 600 人の全日制普通科高等学校であるが、本町に私立の通信制高等学校が設立されることで、教育的ニーズへの対応の明確な差別化と便宜性がもたらされ、相互発展という教育上の相乗効果が期待できる。

設置予定の広域通信制（単位制）高等学校の教育課程（「**教育課程表**」参考資料 2）は、学校設定教科である 4 教科が 16 単位時間の面接指導と総合的な学習の時間が 18 単位時間の面接指導という合計 34 単位時間を割り当てて重点科目とし、体験型学習を面接指導の中心に据えている。また、多様化する学習形態に対応し、ラジオ・テレビ放送等のメディアを利用した学習を厳格に審査したうえで認めるほか、人間の多様性の尊重と合理的配慮に努め、共に学べる仕組みの確立と教育の機会均等を実現する。

（2）施設及び設備並びに運営に必要な財産の所有

①施設及び設備等

校地・校舎は、平成26年3月31日をもって廃校となった旧三保中学校を適正な対価で有償貸与する。施設及び設備並びに備品等については、覚書の締結により無償での貸与を決定した。建物は堅牢で衛生管理上適切であり、耐震補強工事も済ませてある。使用する校地の面積は11,747㎡、校舎の面積は1,906㎡で、高等学校通信教育規程を満たしている。

②学校の経営に必要な財産の保有

学校設置認可までに、学校設置会社の資本金3,000万円を6,000万円に増資して学校の経営に必要な財産とするとともに、開校後は生徒納付金収入を運営費にあてる。増資金額の決定にあたっては、「**予想資金収支計算書**」（参考資料13）の開設初年度（平成29年度10月1日開校予定）の人件費支出相当額以上の金額とした。また、学校設置認可までに、学校設置会社における3,000万円以上の増資が確認されなかった場合には、本町としては設置認可を行わない方針である。

(3) 経営担当役員の知識及び経験並びに社会的信望

構造改革特別区域法第4条第4項及び第5項の意見及び提案聴取を兼ねて、本町の町長、副町長、教育長他、関係各課長が学校設置会社の三役員他と面談して、履歴書とともに確認した結果、学校設置会社である株式会社山北学園の経営担当役員は、高等学校及び専門学校において永年の教職経験とともに、進路部長、事務局長、理事等の重職経験を持つことから、学校を運営するために必要な知識又は経験を有すると判断した。株式会社山北学園の代表取締役社長は教育業界での実務31年、うち役員期間は17年のキャリアを持つ。専務取締役は教育業界での実務17年、うち役員期間は14年で高等学校教諭1種免許状外国語（英語）を所有する。取締役は教育業界での実務及び役員期間が42年のベテランである。いずれも、学校教育法第9条各号の欠格事由の非該当者である。

(4) 認定後に求められる通知等の手続きの実施方法

特区計画認定後の学校設置認可権限及び学校調査権限を厳格に執行するにあたり、本町は「私立学校審議会」及び「開校連絡会」を設置するとともに、文部科学省令で定める高等学校設置基準等及び神奈川県取扱基準に準拠しつつ、構造改革特別区域計画の規制の特例措置による株式会社立の高等学校設置認可審査に適合する「**私立学校設置の取扱基準**」（参考

資料 8) を定めた。

①情報公開

株式会社山北学園は、学校設置会社が備えるべき貸借対照表、損益計算書、事業報告書等の業務状況書類を事業年度終了後 3 月以内に作成し、設置学校に備えおいて公開し、入学希望者等の請求があった場合は閲覧等に供する。なお、業務状況書類の内容には「学校設置会社の役員及び株式の状況」、「学校の経営に必要な財産等の状況」、「面接指導を実施した施設の状況」、「連携施設（「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」で定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況」を含む。

②山北町私立学校審議会の設置と私立学校評価

山北町私立学校審議会は、学校設置会社の設置する私立学校の設置認可に関する調査、審議及び開校後の運営に関する指導・監督及び山北町の事務局体制等その指導監督全般を行うにあたり、教育行政の適正化、公正性、専門性を確保するために**条例**（別途添付）に則って設置された合議制機関であって、組織的には教育委員会と並列して山北町長の下に置かれる（添付の組織図参照）。発足当初の**山北町私立学校審議会委員**（参考資料 14）は教育関係有識者、経営の知識を有する者、地域及び社会福祉関係代表者等 7 名である。特区計画が認定された後、山北町長の諮問により当該私立高等学校の設置認可及び山北町の事務局体制等その指導監督全般について審議する。審議会の構成員のうち、学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者として、定年まで神奈川県内の高等学校で勤務し、高等学校長の経験をもつ者と全国専修学校各種学校協会顧問を務める者の両名に委嘱し、会計に関し学識経験を有する者としては、永年にわたる会社経営者で山北町の商工会長である者と前銀行家で山北町監査委員を務める者に委嘱する予定である。今後の任命者についても「高等学校教育に関し学識経験を有する者」及び「会計に関し学識経験を有する者」それぞれ 1 名以上を含んで委嘱するものとする。

審議に際し、学校設置申請者に新たな必要書類として、①設置趣意書、②設置の時期、③教職員に関する書類（教職員編成表、就任承諾書、履歴書、教育職員免許状写、欠格事項非該当の確認書）、④校長に関する書類（校長採用届、履歴書、欠格事項非該当の確認書、校長の資格を証明する書類、就任承諾書）、⑤設立代表者の履歴書及び誓約書、⑥入学案内、⑦学校設置要項、⑧予想貸借対照表（平成 29 年度～平成 31 年度）、

⑨予想資金収支計算書、⑩予想事業活動資金収支計算書の提出（一部重複）を求める方針である。

また、本町は、書類、実地調査等による私立学校評価及び経営状況調査を毎年度行い、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況の評価内容については、当該学校に遅滞なく通知するとともにホームページ等を通じて一般に公表する。

③山北学園開校連絡会の設置

当該私立学校の適正な学校運営を維持するため、地域ぐるみで支援しようという声に基づいて、学校設置予定地域である三保地区を中心とした地域の各種団体代表者 19 名を会員とする「山北学園開校連絡会」が設置された。連絡会を通じて、各自治区に当該学校情報が周知徹底される仕組み（学校設置会社による設置学校誌の配布等）が講じられている。連絡会の事務局として、山北町の副町長、教育長、財務課長、学校教育課長及び学校教育課が、その任に当たる。

④情報公開の手段・方法

私立学校審議会の調査・審議の結果については、町長及び教育委員会を通じて遅滞なく当該学校に通知するとともに、「山北町教育委員会点検・評価報告書」により公表する。同様に、設置する私立学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況については、毎年度、評価を行うとともに「山北町私立学校審議会」に報告する。評価結果について、町は当該学校に遅滞なく通知し、「山北町ホームページ」で公表する。公表媒体はこのほか、「評価報告書」及び「広報やまきた」等を適宜、活用する。

⑤適切な指導監督体制の確保

私立学校の指導・監督体制については、教育委員会の下に専門部署「教育特区推進室」を新設し、高等学校通信制課程の教務主任（教員）として4年間勤務した者と通信制課程（2年間勤務）を含む高等学校ほかの学校における学事・教務事務職経験の豊富な者を専任として増員配置する。両名の勤務は当面、非常勤とする予定であるが、少なくとも1名を常在させ、審議会開催、学校現場調査等の際は両名の立ち会いを義務付ける。

株式会社立の通信制高等学校において、不適切な運営や不祥事により社会に多大な迷惑をかけた事実があったことを我が事として真摯に捉

え、山北町においては、現職の教育委員会指導主事を含む学校教育課（課長以下6名）及び専門部署「教育特区推進室」の2名が学校設置・運営事業を所管する。開校後の「教育特区推進室」については、発展的に若手常勤者の増員を図るとともに、現地調査及び視察等を実施していくことで、当該学校の教育活動の把握に努めることとする。

（5）転学斡旋等の必要措置とセーフティネットの整備

学校設置会社の経営状況の悪化等により、その設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、山北町として当該学校に在学する者が適切な修学を維持できるよう転学の斡旋その他の必要な措置を講ずる。具体的には、認定後速やかに教育特区推進室を稼働させ、在学者や保護者の相談窓口の設置準備、適切な情報提供システムの構築準備等の「セーフティネットの整備活動」を開始し、それにともなう「整備活動費」と「転入学先の確定のための事務経費」について、一般会計の補正予算を組む。また、学校設置会社及び設置学校の運営が継続不能に陥った場合には、新規学校運営者の募集活動を進める一方で、「転入学に伴い差額授業料が発生する場合の負担金等」についても、一般会計の補正予算（翌年度以降は本予算）を議会に諮ることとした。

学校設置会社に対しては、転学を希望するすべての生徒の希望を叶えるため、適切な対応を要請するとともに、閉校の事態に見舞われた場合には、①閉校の届け出、②募集停止、③転入学の斡旋、④最後の生徒の卒業又は進路確定、等の厳格な手続きを要求する。

（6）学校設置会社における生徒達の教育環境の改善努力

学校の設置主体は株式会社であるが、事業の内容が学校の運営であることを重視して、過度な利潤追求に陥らず、利潤の多くを生徒の教育改善のための費用に振り向けるよう指導・監督を強化していく。設置学校の業務状況書類の精査による評価のほか、実地調査等により、教職員の適正配置、専任教員数の充足、生徒数に応じた施設・設備・備品・図書等の充足等について適宜、調査して評価内容を「山北町ホームページ」等で公表する。